

《勤務先》

《氏名》様

「難病指定医」の指定期間終了に伴う更新の手続きについて(お知らせ)

平素より、難病対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

このたび、貴殿における「難病指定医」の指定期間(5年)の終了日が近づいてまいりました。難病指定医の指定が失効すると、臨床調査個人票の作成ができなくなりますので、ご注意ください。

引き続き指定を希望される場合は、指定期間の終了日前(終了月の前月までを目安)に、更新申請の手続きをお願いいたします。

なお、今回は一斉更新の時期にあたり、更新申請にともなう指定通知書の交付に時間を要するため、以下により期間に余裕をもった申請にご協力をお願いいたします。

- 〈指定期間の終了日が11月末・12月末の方〉の更新申請の推奨受付期間
令和6年7月から8月末頃までにご提出をお願いします。

記

- 指定期間の終了日について

《指定終了日》をもって指定が失効します。

- 更新申請の必要書類について

特定医療費支給認定更新申請時の臨床調査個人票のみ作成可能

必要な書類	専門医資格により 難病指定医の指定を受け た方	研修により 難病指定医又は 協力難病指定医の 指定を受けた方
① 指定医指定更新申請書 (県のホームページよりダウンロードできます)	○	○
② 専門医に認定されている ことを証明する書類の写し	○	×
③ 研修の課程を修了したことを 証する書面の写し	×	○
④ 医師免許証の写し	医籍の登録番号及び登録年月日に変更がある場合	

※次にあてはまる場合は、**新規申請の手続きが必要**となります。→指定医番号が変わります。

- ・ 研修受講で「難病指定医」の指定を受けた方が、専門医資格で難病指定医の指定を受ける場合
- ・ 専門医資格で「難病指定医」の指定を受けた方が、専門医資格が失効するため、新たに研修を受講し指定医の指定を受ける場合

※研修について、石川県では「オンライン研修サービス」で対応しております。石川県ホームページの「難病指定医・協力難病指定医オンライン研修届出フォーム」より、随時受付しております。

☆更新申請は、石川県電子申請システムを用いたオンライン申請でも受付しております。

https://s-kantan.jp/pref-ishikawa-/offer/offerList_detail.action?tempSeq=877

手続名 : 「難病指定医の更新申請」



- 提出先・お問い合わせ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県健康福祉部健康推進課 難病対策グループ
TEL:076-225-1448